

子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号認定・第3号認定）

練馬区長 宛て

【申請に当たって同意していただく事項】

1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。

2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者・区関係部署に提供・照会することがあります。

3 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4 認定事務が集中し審査等に日時を要した場合、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育施設）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する（※1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業または子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、つぎのとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		申請日		令和 年 月 日						
		認定希望日		令和 年 月 日						
代表保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	現住所	〒 —					
	氏名				□（現住所が練馬区外の場合）認定希望日までに練馬区へ転入する → 転入予定日 令和 年 月 日					
	日中の連絡先（電話番号）				生年月日（保護者）					
		父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）		父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）	年 月 日					
認定区分	☐	申請子どもは、認定希望日時点で 3歳児クラスから5歳児クラスに在籍 （予定）している（ 第2号認定 ）。								
	☐	申請子どもは、認定希望日時点で 0歳児クラスから2歳児クラス、または幼稚園の満3歳児クラスに在籍 （予定）している（ 第3号認定 ）。（第3号認定は、右の欄に該当する場合のみ対象となります。）			☐ 世帯全員が区市町民税非課税に該当（□にレ点）					
前年1月1日（認定希望日が9月~12月の場合）は現年1月1日）時点の住民登録地※2		母 ☐ 練馬区内 ☐ 練馬区外（自治体名： ）※2								
		父 ☐ 練馬区内 ☐ 練馬区外（自治体名： ）※2								
※2 第3号認定を希望される方のうち、練馬区外の方については、その自治体に対してマイナンバーによる課税状況の照会を行います。										
保育を必要とする理由	該当するものに☑をしてください。									
	母	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職活動 （裏面記入）	☐ 就学	☐ 育児休業 （裏面記入）	☐ 不存在 （裏面記入）
	父	☐ 就労	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職活動 （裏面記入）	☐ 就学	☐ 育児休業 （裏面記入）	☐ 不存在 （裏面記入）	

求職活動を理由に保育の必要性の認定を希望する方は裏面の「求職活動要件を希望する場合」欄、申請日時時点で育児休業取得中の方は裏面の「育児休業取得中の場合」欄、不存在（ひとり親）の方は裏面の「ひとり親に該当する場合」欄に、漏れなく記入してください。

※生計を一にする家族を記載してください。
※認定を申請する子ども（複数の子どもの認定を申請する場合はそれぞれ）に☑をしてください。

家族状況		フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	利用（予定）施設	利用開始（予定）日
	1			年 月 日		
	2 □			年 月 日		年 月 日
	3 □			年 月 日		年 月 日
	4 □			年 月 日		年 月 日
	5 □			年 月 日		年 月 日
	6 □			年 月 日		年 月 日

